

岩手県告示第81号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成30年岩手県告示第380号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成31年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、久慈市、釜石市、下閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村及び九戸郡野田村
- 2 実施した期間 平成30年6月1日から平成31年1月8日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）